昭和53年
5月1日号
第147号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

人口と世帯
津奈木町 4月1日現在
人口 6,294人—52
男 3,016人—26
女 3,278人—26
世帯 1,669世帯+2

⊙スピードは控え目に ブレーキは早目に

教職員の異動

昭和五十三年度末本県教職員の異動に伴い、本町でも次のような異動があった。転出の先生方には永い間お世話になったことに対して深く感謝を捧げ、来て下さった先生方には、学校教育のみならず広く社会教育面でも、ご指導とご活躍をお願いしたい。

一、転出者　（　）内は赴任校
津奈木小○田川二郎（亞国小校長）
○徳永賢一郎（津奈木小教頭）
○松本シノ（水俣一小）○前田松次郎（亞国小）○椎葉洋子（湯浦小）○宮嶋安（計石小）○宮崎骁子（田浦中）○松本ひとみ（鹿本郡桜井小）
赤崎小○出水晃（水俣一小教頭）
○鶴田和子（水俣二小）○中島美千代（菊池郡旭志中）
平国小○小島登喜夫（菊池郡合志中校長）○米岡利子（熊本市帯山小）○池辺利昭（熊大付小）
津奈木中○本田守（阿蘇郡相中）○田原朗敏（球磨郡五木一中）

二、転入者　（　）内は前任校
津奈木小○塩永博英（計石小）○浜崎トキ（小田浦小）○栄米健一（水俣一中）○義田幸子（新任。八代本野町）○中村秀之（水俣市）
赤崎小○森山サツキ（水一小）○本郷容弘（水二小）○村田智子（水俣市）
平国小○田川二郎（津奈木小教頭）○坂本彰（新任。水俣市）○塚本禎子（津奈木町）
津奈木中○本田邦生（新任。水俣市）○中村宏治（新任。下益城豊野村）

教育委員会

スポーツ教室

教育委員会では、五月上旬より次のスポーツ教室を開講致します初心者には初歩より教えますので多数参加ください。

① 少年剣道教室
(イ) 参加資格
小学校三年以上、中学三年までの生徒（男女共）
(ロ) 参加料　一人　三〇〇円
(ハ) 日　時
五月上旬より毎週　火、木、土曜日の午后四時三〇分より一時間（但し土曜日は午后一時三〇分より）
御希望の方は、少年剣友会クラブ（代表・日野忠延）か、教育委員会に申込んでください。

② 卓球教室
(イ) 参加資格
一般の方なら、どなたでも参加できます。
(ロ) 実施日
五月十二日より毎週、火、金曜日の週二日、午后七時三〇分より午后九時三〇分までの二時間。八月下旬まで実施。
(ハ) 場所　津奈木小学校体育館
参加希望者は、五月十日まで、教育委員会へ申し込みください。

区長改選

各地区のお世話をして戴く、区長さんが次のとおり決りました。

地区名	氏名	地区名	氏名
竹中	内野 大熊保	上下門田口敏男	
染竹鶴野巳登志		浜崎 村上昌敏	
桜岩 吉本一男		川内 久村諭	
町中 田村正		福浦 上原一男	
新川 川崎芳人		平国上野崎貞行	
古川 山下市八		平国下長浜栄男	
大泊 新立初喜		日当藤原不二人	
中尾 森士紀裕		日添 上村秀人	
古中尾古本勝喜		小津奈木永田肇	
倉谷 堀二雄		辻 長浜清	

福祉

身障者巡回相談

1. 期日
昭和53年6月2日（金）
2. 場所
田浦町、小田浦公民館
3. 受付時間
午前11時～午後2時
4. 診療時間
午後1時～午後4時
5. 相談事項
ア、身体障害者手帳交付に関すること。
イ、更生医療給付に関すること
ウ、補装具の処方並びに適合判定。
エ、職業、施設に関すること。
オ、その他身体障害者の一般更生相談に関すること。
※診療科目（内科をのぞく）
眼科、耳鼻科、外科

第15回県身障者体育大会

1. 日時
昭和53年5月21日（日）
雨天の場合は6月11日（日）
2. 会場
県民総合運動公園
3. 出場者
本町より、小津奈木の江口伸広君が出場します。
参加御希望の方は、貸切バスがでますので、5月15日まで町民課福祉係へ御連絡ください。

保健

水洗便所（し尿浄化槽）

◎届出は済んでいますか
浄化槽を設置する場合には、前もって保健所に届出をしなければならないことになっています。
届出がなされてないと法律により罰せられることになります。まだ届出が済んでいない浄化槽については、すぐ保健所に届出をしてください。
◎維持管理（保守点検、清掃）は行なっていますか。
浄化槽は微生物の働きで汚物をきれいに（浄化）する装置ですので、微生物の活動し易い状態に保ってやる必要があるわけです。このための作業を維持管理と呼んでいますが、これには保守点検と清掃があります。保守点検とは浄化槽の運転状況を定期的に点検し、故障や異常を早期に改善する作業をいい、清掃とは浄化槽にたまった汚でん物を取り除いたり、浄化槽の中の微生物の量を調整したりする作業をいいます。
この維持管理については、法律で設置者にその義務が課せられているので、専門の業者等と契約したりして必ず実施してください。
維持管理を怠ると浄化槽は正常な機能を失ない、川を汚したり、悪臭を生じたりし、公害の発生源となり、使用停止等の処分を受けることがあります。
◎浄化槽使用上の注意
1. 浄化槽には、水に溶け易いトイレットペーパー以外のもの（水に溶けにくい紙類や脱脂綿、ビニール、ゴム製品等）を流さないこと。
2. 便器の掃除はぬるま湯で行い塩酸、殺菌剤、防臭剤等を入れないこと。
3. ばっ気方式の浄化槽では電源を切ったりしてモーターを止めないこと。
4. 水洗便所使用後は必ず水を流すこと。
5. 浄化槽の上に重いものを置いたり、通気孔をふさいだりしないこと。
6. 浄化槽からの放流水は消毒し流すこと。
◎新しく浄化槽を設置される皆さん！
新築時（建築確認申請を必要とする時）に浄化槽を設ける場合、土木事務所に申請するとき一緒に届出をしてください。
右以外の新築時又はくみ取り便所を水洗に改造する場合、浄化槽を設置する前に保健所に届出をしてください。
くわしい事は、役場保健課か、水俣保健所（水俣市洗切町二一一）へ問い合せください。

着々進む基盤整備　母子農道

交通安全

街頭指導ありがとう

春の全国交通安全運動が行なわれましたが、朝早くから多くの方が街頭指導に出て下さいました。ありがとうございました。おかげさまで期間中は、町内での事故は一件もありませんでした。

ゴールデンウィーク交通事故防止

連休ではいろ、レジャードライブ等交通量の増加と、これに伴う無謀運転による交通事故の発生が予想されます。
(1) 長距離ドライブにあたってはゆとりのある計画をたて、道路事情等についても事前に調べておくこと。
(2) シートベルト、ヘルメットの着用を励行する。
(3) 安全度運転の徹底
心がけ、切角の休みを交通事故のない楽しいものに致しましょう。

犬の予防注射

まだ登録、注射をしていない犬

21日から
「家内労働旬間」

家内労働旬間は、家内労働法の周知徹底を図り、家内労働者の労働条件の改善向上を促進するため労働省が主唱者となって、関係機関、関係団体の協力を得て全国的に展開されるものであります。
本年の家内労働旬間は特に「家内労働手帳の普及、家内労働による災害の防止」という二つの目標を掲げ実施することになりました。
家内労働当事者はもちろん、家内労働を委託しておられる業者は本旬間を機会に、家内労働手帳、就業時間、工賃、安全衛生等家内労働法の内容についての認識を深められるよう努めて下さい。
くわしい事は、労働基準監督署へおたずねください。

調停相談所開設

一、日　時　五月八日
午前十時より
午后三時まで
二、場　所　水俣市天神町一一
水俣簡易裁判所
三、担当者　裁判所職員
四、相談内容　民事、家事調停について手続的な受付相談。

特設人権相談所開設

人権は侵されていませんか…
熊本地方法務局八代支局の職員が相談員になって、特設人権相談所が津奈木町で開設されます。生活問題や住宅問題その他法律関係等人権問題についてのお尋ね、相談ごと、気軽にお出で下さい。相談ごとは一切秘密で無料です。
一、日時　五月24日
10時～午后3時
二、場所　公民館和室

税務所便り

相続と税金

相続税は、相続や遺贈によって財産をもらった人にかかる税金です。この相続税は、遺産総額から債務や葬式費用など」を差引いた「正味の遺産額」が「基礎控除額」を超えるときにかかります。この「基礎控除額」は、「三千万円の定額控除額」と「四百万円に法定相続人の数をかけた金額」との合計額です。従って、相続人が一人の場合は三千八百万円まで、三人の場合は三千二百万円までの財産には税金はかかりません。
またこのほか、配偶者が相続により取得した財産が、遺産の三分の一か、又は四千万円以下であれば、その配偶者には相続税はかかりません。しかし、これは特例ですから、税金はかからなくても申告はしなければなりません。
相続税の申告と納税は、死亡した日の翌日から六か月以内に行うことになっています。

交通安全

飼っている人は、是非済ませられる様にお知らせ致します。
一、期日　五月九日（火曜日）
二、場所　役場前　9.30～10.30
赤崎吉野店前　11.0～12.0
平国長浜店前　13.30～14.00
三、料金　一頭当り一、〇〇〇円

ご芳志お礼

部落	世帯主	故人
竹中	本山義重	親憲
浜崎	前坂隆	吉次
浜崎	林田時義	エノ
浜崎	原田直満	トメ
日添	林田吉広	安野

右の方々から町社会福祉協議会へ善典返しとして金一封ご寄附下さいました。この寄附金は町民福祉のため、有効に利用させていただきます。謹んで御礼申し上げますとともに故人のご冥福を心からお祈り申し上げます。

お礼

重盤岩の日の丸寄贈

自衛隊熊本地方連絡部水俣事務所勤務で、新川の浜本文男氏より御寄贈いただきました。記名の上掲揚させて戴きます。

津奈木町財政事情（昭和53年度）

津奈木町告示第　号

財政事情の公表について

地方自治法第243条の3第1項及び津奈木町財政事情の公表に関する条例第2条の規定により財政事情を次のとおり公表する。
昭和53年5月1日
津奈木町長　六車孝吉

まえがき

ここに公表します「財政事情」は、町民の皆さんに町財政の現況をお知らせすることによって、町財政の実態と、町の主要施策について御理解をいただき町政の発展について、御協力を得るため、公表しているものであります。

一般会計について

歳入について

昭和53年度一般会計歳入予算は1,172,500千円で、前年度に比べますと額にして287,200千円、率にして32.4％増加しています。図1でおわかりのように、町税や財産収入等の自主財源は16.53％で、残り83.47％は、地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源で、財源を他に求めるという依存度の高い本町の財政構造を示しています。

表1　歳入　単位（千円）

区分	金額	区分	金額
町税	95,868	県支出金	109,087
地方譲与税	14,000	財産収入	60,197
自動車取得税交付税	10,000	寄附金	2,480
地方交付税	443,700	繰入金	4
交通安全対策特別交付金	550	繰越金	5,000
分担金及び負担金	8,242	諸収入	6,881
使用料及び手数料	15,166	町債	203,100
国庫支出金	198,225	合計	1,172,500

図1　歳入予算項目別構成比

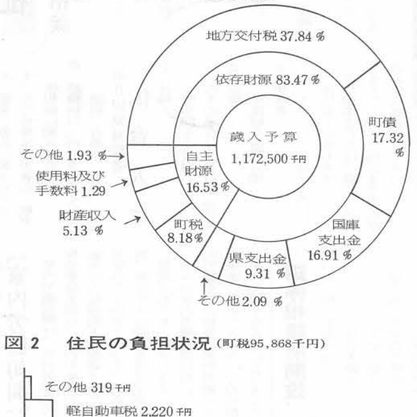

図2　住民の負担状況（町税95,868千円）

歳出について

歳出では図3でおわかりのように本町の予算が行政活動のどの分野にどれだけの経費が投入されているかを見るものです。そのなかで農林水産業費293,252千円（25.01％）で最も大きく農業基盤総合整備事業、各漁港整備等の基盤整備に重点がおかれています。
次で教育費197,596千円（16.85％）となっています。前年度に対して増加額の大きいものは教育費で伸び率133.7％となっており、教育施設整備を計っております。これは平国小学校建設、陸上競技場建設のための経費で、具体的な設計ができると今後相当額の追加が必要と思われます。図4の性質別構成比は各々の経費の性質を基準とした分類で経費の経済的機能を知ることができます。そのなかで特に公共事業の推進のため投資的経費が61.2％の伸びとなっております。

表2　歳出　単位（千円）

区分	金額	区分	金額
議会費	31,762	消防費	42,430
総務費	139,135	教育費	197,596
民生費	143,776	災害復旧費	30,308
衛生費	52,928	公債費	88,152
農林水産業費	293,252	諸支出金	13,755
商工費	538	予備費	1,000
土木費	137,868	合計	1,172,500

図3　歳出予算項目別構成比

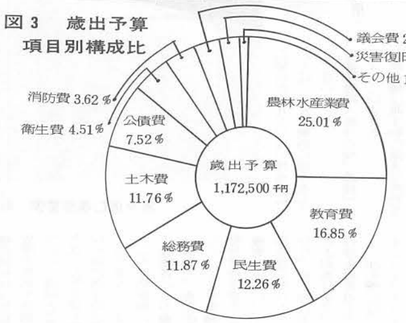

図4　歳出予算性質別構成比

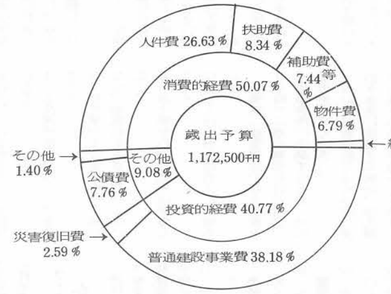

特別会計について

国民健康保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業共済事業特別会計は、それぞれ表3表4表5に示した通りで、いずれも最小の予算で各目的効果を上げる様努力致したいと思います。

表3　国民健康保険特別会計

歳入　単位（千円）

区分	金額
国民健康保険税	82,000
使用料及び手数料	6
国庫支出金	299,051
県支出金	12
財産収入	2,000
繰入金	2
繰越金	9,303
諸収入	5,311
合計	397,685

歳出　単位（千円）

区分	金額
総務費	17,606
保険給付金	366,601
基金積立金	2,000
公債費	501
諸支出金	67
予備費	10,910
合計	397,685

表4　簡易水道特別会計

歳入　単位（千円）

区分	金額
簡易水道収入	6,411
分担金及び負担金	700
国庫支出金	1
県支出金	1
繰入金	7,001
繰越金	200
寄附金	1
諸収入	49
町債	1
合計	14,365

歳出　単位（千円）

区分	金額
総務費	1,566
簡易水道事業費	5,575
公債費	7,148
予備費	76
合計	14,365

表5 農業共済特別会計　単位（千円）

勘定科目	歳入	歳出
農作物共済勘定	3,883	3,883
蚕繭共済勘定	386	386
家畜共済勘定	14,472	14,472
業務共済勘定	9,783	9,783
合計	28,524	28,524

⊙事故を呼ぶ酒が疲労がスピードが